

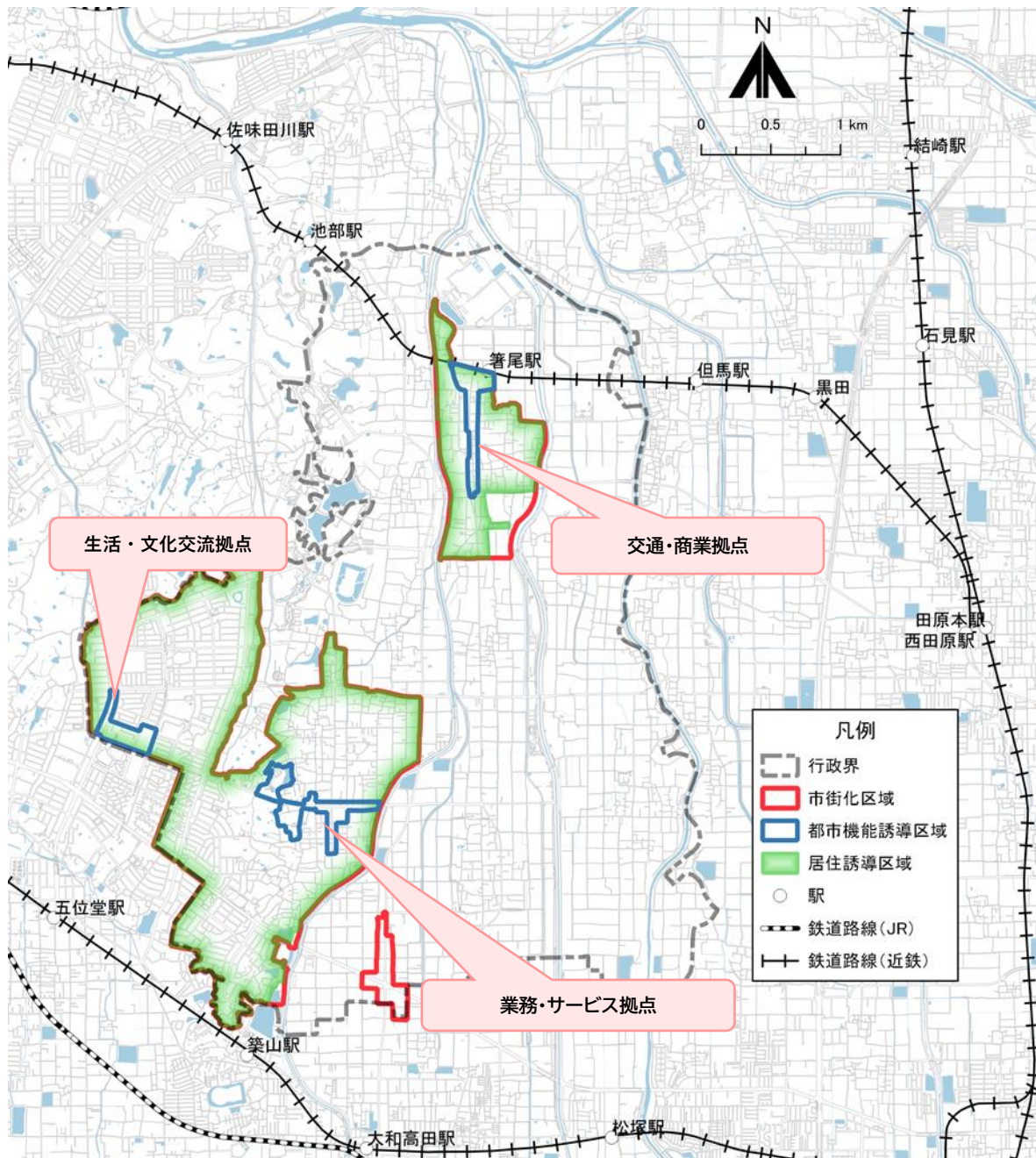
本町では、令和5年6月に都市再生特別措置法に基づく「**広陵町立地適正化計画**」を策定しました。

居住誘導区域**外**、都市機能誘導区域**外**で一定規模以上の**開発行為**又は**建築等行為**を行おうとする場合、行為に**着手する30日前**までに**届出が必要**です。

	対象となる開発行為	対象となる建築等行為
居住誘導区域 外	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの (様式第10)	① 3戸以上の住宅を新築する場合 ② 建築物を改築、又は用途変更して3戸以上の住宅等とする場合 (様式第11)
交通・商業拠点 外	① 誘導施設を有する建築物の建築を目的で行う開発行為 (様式第18)	① 誘導施設を有する建築物の新築 ② 建築物を改築し誘導施設とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 (様式第19)
誘導施設 ・在宅介護支援事務所 ・食品スーパー(店舗面積250㎡以上)・コンビニエンスストア ・病院・診療所 ・銀行・郵便局・農業協同組合等の金融機関・ATM		
生活・文化交流拠点 外	① 誘導施設を有する建築物の建築を目的で行う開発行為 (様式第18)	① 誘導施設を有する建築物の新築 ② 建築物を改築し誘導施設とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 (様式第19)
誘導施設 ・在宅介護支援事務所 ・大学・図書館 ・大規模小売店舗(店舗面積1000㎡以上) ・食品スーパー(店舗面積250㎡以上)・コンビニエンスストア ・病院・診療所 ・銀行・郵便局・農業協同組合等の金融機関・ATM		
業務・サービス拠点 外	① 誘導施設を有する建築物の建築を目的で行う開発行為 (様式第18)	① 誘導施設を有する建築物の新築 ② 建築物を改築し誘導施設とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合 (様式第19)
誘導施設 ・在宅介護支援事務所 ・食品スーパー(店舗面積250㎡以上)・コンビニエンスストア ・病院・診療所 ・銀行・郵便局・農業協同組合等の金融機関・ATM		

*都市機能誘導区域**内**で、**誘導施設**を**休止**又は**廃止**しようとする場合も**届出が必要**です。(様式第21)

居住誘導区域・都市機能誘導区域



お問い合わせ先:

広陵町都市整備部都市整備課

TEL 0745-55-1001(代表)

立地適正化計画の詳しい内容・各様式のダウンロードは、こちらから↓

http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?frmId=6224

